（京都大学名誉教授）
（東北大学名誉教授）
正四位に叙する（各通）
小林　裕晃
正六位に叙する（各通）
清代　清
従六位に叙する（各通）
正七位に叙する（以上十月三日）
正七位
従五位に叙する
従六位に叙する（以上十月四日）
正六位に叙する（十月六日）
従六位に叙する（十月七日）

○叙勲

（館林市議会議員）
旭日小綬章を授ける（各通）
大月　明　齊藤　晴彦
旭日単光章を授ける（以上九月二十九日）
西村　利光
旭日単光章を授ける（九月三十日）
風早　英雄
旭日小綬章を授ける
（三崎市議会議員）
旭日双光章を授ける（各通）
石川　粂和
尾作　均
旭日単光章を授ける（以上十月一日）
中島　國男
谷村　幸一
瑞宝単光章を授ける（各通）
伊藤　利雄
瑞宝双光章を授ける（各通）
梶原　信広
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月一日）
（東京大学名誉教授）
瑞宝中綬章を授ける
竹田　勲
瑞宝小綬章を授ける
坪井　勉
森川　昌則
瑞宝双光章を授ける（各通）
瑞宝単光章を授ける（以上十月二日）
小林　裕晃
助川　充正
瑞宝双光章を授ける（各通）（十月三日）
渡邉　久雄
瑞宝双光章を授ける（十月四日）
江藤日出雄
瑞宝双光章を授ける（十月六日）
石橋　武彦
芳賀半次郎
助川　充正
野中　康男
清水　昇
奥原喜三郎
渡邉　久雄
江藤日出雄
武内　忠良
小佐野常夫
金子　良平
加茂　力男
西村　利光
風早　英雄
石川　粂和
尾作　均
谷村　幸一
中島　國男
吉田　清司
長谷川三夫
柳川　春逸
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月二十九日）
松本　弘明
湯川　洋司
瑞宝中綬章を授ける（各通）
井上　良介
木村　次雄
冨ケ原寛治
深澤　芳男
横山　逸夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
大町　勉
瀏　廣夫
濱地　信男
藤澤金四郎
奥野　悌二
関　一夫
早川　廣
三宅　昭生
島田　成
松尾　是時
黒崎　秀夫
後藤ヤス子
藤井　陽一
鳥田　邦輔
吉田　哲平
加藤　健二
清水　昇
清代　清
原田　嘉明
水野　勝
町田　眞一
村田　省蔵
（東京大学名誉教授）
（各通）（以上九月三十日）
（各通）（以上十月一日）
（各通）（十月三日）

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十六年十月二十九日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

伊藤　正人
馬場　功淳
藏下　馨
倉田喜美子

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十六年十月二十九日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

森　勝
津幡　弘
福田　典子

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十六年十月二十九日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

三木谷晴子
久保　恒彦

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

堀場　厚
千葉功太郎
新美ゆたか

伊藤　節
藤原　幸博
倉田　良一

小山　形　県　公立学校共済組合東北中央病院
東　京　都　公立学校共済組合関東中央病院
岐　阜　県　公立学校共済組合東海中央病院
広　島　県　公立学校共済組合中国中央病院
愛　媛　県　公立学校共済組合四国中央病院

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、日本赤十字労働組合から、年末一時金等の要求に関して、平成26年11月10日午前零時以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（茨城県、群馬県、埼玉県、神奈川県、新潟県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、徳島県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、宮崎県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成26年11月7日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表

茨　城　県　水戸赤十字病院、日本赤十字社茨城県支部乳児院、古河赤十字病院及び茨城県赤十字血液センター
群　馬　県　前橋赤十字病院
埼　玉　県　小川赤十字病院
神奈川県　横浜市立みなと赤十字病院、神奈川県赤十字血液センター横浜事業所
新　潟　県　長岡赤十字病院
長　野　県　長野県赤十字血液センター、長野県赤十字血液センター松本出張所及び長野県赤十字血液センター諏訪出張所
岐　阜　県　岐阜赤十字病院、高山赤十字病院及び岐阜県赤十字血液センター
静　岡　県　静岡赤十字病院、静岡県赤十字血液センター及び静岡県赤十字血液センター浜松事業所
三　重　県　伊勢赤十字病院及び三重県赤十字血液センター
京　都　府　京都第一赤十字病院及び舞鶴赤十字病院
大　阪　府　大阪赤十字病院、大阪府赤十字血液センター、近畿ブロック血液センター、北大阪赤十字血液センター南大阪事業所及び大阪府赤十字血液センター
兵　庫　県　神戸赤十字病院、柏原赤十字病院、姫路赤十字病院及び兵庫県災害医療センター
徳　島　県　徳島赤十字病院、徳島赤十字ひのみね総合療育センター、徳島県立徳島乳児院及び徳島県赤十字血液センター
愛　媛　県　松山赤十字病院及び愛媛県赤十字血液センター
福　岡　県　福岡赤十字病院、福岡県赤十字血液センター及び福岡県赤十字血液センター北九州事業所
長　崎　県　長崎県赤十字血液センター
熊　本　県　熊本県赤十字血液センター
宮　崎　県　宮崎県赤十字血液センター
沖　縄　県　沖縄県赤十字血液センター

官庁報告

労働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、公立学校共済組合職員労働組合から、年末一時金等の要求に関して、平成26年11月13日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（山形県、東京都、岐阜県、広島県及び愛媛県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成26年11月7日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表

山　形　県　公立学校共済組合東北中央病院
東　京　都　公立学校共済組合関東中央病院
岐　阜　県　公立学校共済組合東海中央病院
広　島　県　公立学校共済組合中国中央病院
愛　媛　県　公立学校共済組合四国中央病院

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、日本赤十字労働組合から、年末一時金等の要求に関して、平成26年11月10日午前零時以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（茨城県、群馬県、埼玉県、神奈川県、新潟県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、徳島県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、宮崎県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成26年11月7日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表

茨　城　県　水戸赤十字病院、日本赤十字社茨城県支部乳児院、古河赤十字病院及び茨城県赤十字血液センター
群　馬　県　前橋赤十字病院
埼　玉　県　小川赤十字病院
神奈川県　横浜市立みなと赤十字病院、神奈川県赤十字血液センター横浜事業所
新　潟　県　長岡赤十字病院
長　野　県　長野県赤十字血液センター、長野県赤十字血液センター松本出張所及び長野県赤十字血液センター諏訪出張所
岐　阜　県　岐阜赤十字病院、高山赤十字病院及び岐阜県赤十字血液センター
静　岡　県　静岡赤十字病院、静岡県赤十字血液センター及び静岡県赤十字血液センター浜松事業所
三　重　県　伊勢赤十字病院及び三重県赤十字血液センター
京　都　府　京都第一赤十字病院及び舞鶴赤十字病院
大　阪　府　大阪赤十字病院、大阪府赤十字血液センター、近畿ブロック血液センター、北大阪赤十字血液センター南大阪事業所及び大阪府赤十字血液センター
兵　庫　県　神戸赤十字病院、柏原赤十字病院、姫路赤十字病院及び兵庫県災害医療センター
徳　島　県　徳島赤十字病院、徳島赤十字ひのみね総合療育センター、徳島県立徳島乳児院及び徳島県赤十字血液センター
愛　媛　県　松山赤十字病院及び愛媛県赤十字血液センター
福　岡　県　福岡赤十字病院、福岡県赤十字血液センター及び福岡県赤十字血液センター北九州事業所
長　崎　県　長崎県赤十字血液センター
熊　本　県　熊本県赤十字血液センター
宮　崎　県　宮崎県赤十字血液センター
沖　縄　県　沖縄県赤十字血液センター